

別紙様式第 2 （第 2 (2)及び(5)関係）

特定随意契約の公表

○契約申込期限前

公表事項		内 容
契約の対象区分		地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に係る特定随意契約
契約の内容	物品又は役務の概要	鳥取市鹿野町総合支所庁舎及び公衆トイレ清掃業務
	規格・品質等	鹿野町総合支所庁舎の床・トイレ清掃及びそば道場前の公衆トイレの清掃を行う。 業務の内容は次のとおりとし、必要に応じて適宜実施する。 ・一階 玄関（ポーチ・スロープ）、ロビー、階段、ホール トイレ、湯沸室 ・二階 階段、ホール、廊下、トイレ ・三階 階段、ホール、廊下、トイレ（イベント時のみ） ・そば道場前公衆トイレ これ以外にも業務上特に必要と認めた軽微な清掃作業については、本市と協議しながら行う。 本市は業務を遂行するために必要とする物品及び光熱水費を負担し、駐車場を無償で使用させるものとする。
	数量等	庁舎清掃 242日 公衆トイレ252日
	納入場所又は履行場所	鹿野町総合支所及びそば道場前公衆トイレ
	納入期限又は履行期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	契約締結予定日	令和7年4月1日
契約担当職員が特に必要と認める事項		(1)定期的、継続的に業務を行えること。 (2)不測の事態に備えて、交代要員を確保できること。 (3)本市に業務実績報告が行えること。 (4)別記、個人情報取扱特記事項を遵守できること。 (5)上記「契約の内容」に記載のない事項は、本市と協議の上決定すること。
契約申込みの申請先		鳥取市鹿野町総合支所 地域振興課 （鳥取市鹿野町鹿野1517） 電話：0857-30-8682 FAX：0857-84-2598

契約申込みの期限	令和 7 年 3 月 2 1 日（金）
契約の相手方の決定方法及び 選定基準	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定され た者であること。 (2)本市内に本社、営業所等を有する者であること。 (4)本市の予算額の範囲で業務遂行できるものであること。 (4)特定随意契約参加申込書を本市に提出し、審査に適合する こと。

○契約締結後

公表事項	内 容
契約締結日	令和 7 年 4 月 1 日
契約の相手方の名称	障害福祉サービス事業所 すずかけ
契約金額	1, 1 1 6, 7 7 7 円（うち消費税及び地方消費税額 金 101,525 円）
契約の相手とした理由	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業所から、鳥取市契約規則（昭和 3 9 年鳥取市規則第 3 号）第 2 1 条の 3 に定める手続きにより役務の提供を受ける契約であり、障害者就労支援の観点から委託するものである。